

盛岡山友会運営規程

制 定 1986年9月10日
一部改正 2022年4月6日

第1条 趣 旨

会則の目的に沿い、この会の組織強化及び円滑な運営を図るため、この規程を設ける。

第2条 部門別の所掌事務事項

この会の部門別の所掌事務事項は、次のとおりとする。

- 1 山行管理委員会 山行計画の審査・指導、山行報告書の管理、その他会員の山行活動に対する助言指導
- 2 事務局 会員の把握、会員名簿の作成、県連他山岳会との連絡、備品及び各種資料の保管管理、金銭の収支の管理、予算の立案、決算の報告、会報及び年報の発行、その他事務事項
- 3 山行企画部 会山行の企画立案及び調整、志向別山行グループの指導助言
- 4 教育遭対部 登山技術の教育研究、リーダー養成、遭難対策の推進
- 5 組織部 登山の普及啓蒙、会員の拡大及び親睦交流
- 6 自然保護部 自然保護の普及啓蒙、自然保護団体との交流

第3条 会 費

年会費は、前期及び後期の2分割払いとし、前期分は4月30日まで、後期分は10月31日までに納入しなければならない。ただし、会友の年会費にあつては、年度内に一括して納入するものとする。

- 2 会則第19条第5項の規定により返還する額は、4,000円とする。

第4条 会計監査

会計監査は、年1回以上監査するものとする。

第5条 例 会

例会は、月1回、第4水曜日午後6時45分から開催する。

第6条 運営委員会

運営委員会は、月1回、第2水曜日午後6時45分から開催する。

第7条 その他

各条項以外の事態が生じた場合、その都度、例会、運営委員会を開き

運営していくものとする。

付 則（2022年4月6日）
この規程は、2022年4月6日から施行する。